

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定により指定した指定公金事務取扱者について、収納場所を廃止したので、次のとおり公表する。

１ 名称、住所又は事務所の所在地

東京都千代田区一番町

地方公共団体情報システム機構

２ 指定年月日

令和６年４月１日

３ 委託内容

市税及び印鑑に関する証明手数料並びに戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料の収納事務

４ 委託した日

令和６年４月１日

５ 委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

６ 廃止した収納場所

１に定める者が証明書等自動交付サービス契約を締結するコンビニエンスストア事業等を行う次に掲げる者の直営店及び加盟店（当該コンビニエンスストア事業等を行う者とエリアフランチャイズ契約を締結している法人が存在する場合は、その直営店及び加盟店を含む。）であって、多機能端末機が設置されているもの

(1) たつみ株式会社

(2) 埼玉県伊奈町

(3) 栃木県下野市

７ 収納場所を廃止した日

令和６年６月１日（６(1)、(2)）、令和６年１０月１日（６(3)）